

平成27年度「歩こうアメリカ、語ろうニッポン」事業

概要

米国において、現地の方々に対し日本の強み・魅力等の発信を通じて、日本の理解促進を図ることを目的として、英語での対外発信・コミュニケーションが可能な方で、在米経験をお持ちで米国政府・企業等との法律・貿易交渉等の実体験をお持ちの方、又はこれに相当する経験をお持ちの方や、現在の日本の経済・産業・社会・文化等について強みや魅力を発信できる方を内閣官房・内閣府が選定し（以下「派遣者」という。）全米各地に派遣いたします。

平成27年度事業では、年度前半に約20人程度、年度後半に同じく約20人程度を米国各地に派遣することとしています。

<派遣の概要> （注）日程については、諸事情により変更することがある。

1 派遣プログラム

（1）派遣日程

前半 平成27年5月～9月の間のいずれか連続する8日間程度

後半 平成27年10月～平成28年3月の間のいずれか連続する8日間程度

（2）派遣人員

原則、団長1名及び団員4名の計5名を1派遣団とし、米国の複数地域に派遣することを想定

（3）米国における活動

在米日本関連団体や学校等での講演、集会等でのディスカッションを通じた発信、関連施設の訪問等。派遣地域は、対米広報上重要な地域のうち、日本からの出張者や駐在者数も少ない地域を優先。（なお、平成26年度派遣地域については、下記のとおり。平成27年度において再訪もあり得る。）

地域Ⅰ	オハイオ州、インディアナ州
地域Ⅱ	ケンタッキー州、ペンシルバニア州
地域Ⅲ	イリノイ州、ミズーリ州、カンザス州
地域Ⅳ	バージニア州、ノースカロライナ州
地域Ⅴ	テキサス州、フロリダ州
地域Ⅵ	ジョージア州、アラバマ州、テネシー州
地域Ⅶ	カリフォルニア州、アリゾナ州

（4）渡航手段

渡航に用いる交通手段は、航空機（エコノミークラス）とする。

(5) その他

原則、団員は日本出発時から帰国時まで団と行動を共にすることとし、現地合流、解散は認めない。また、原則として私的日程は含まない。

2 研修等

派遣者による米国での派遣・発信の効果を最大限に高めるため、派遣者に対して以下の研修等を実施する（東京都内の会議室で日帰りにより実施）。

(1) 派遣前研修

ア 時期及び期間

前半について、平成27年4～5月中の3日間程度。

後半については、未定。

イ 研修目的・内容

事業の趣旨、内容、問題意識及び米国についての理解を深めるとともに、派遣者としての心構えや英語コミュニケーション、メディア対応の基本等に関する講義、実習等を行う。

(2) 帰国後報告会

ア 時期

前半について、平成27年9～10月頃。

後半について、未定。

イ 報告目的・内容

各人の報告書を基に、事業成果を取りまとめる。

3 構成員の任務及び選任等

(1) 任務

ア 団長は、派遣団を代表するとともに、派遣者を指導し、派遣団の活動を統括する。

イ 派遣者は、団長の指揮に従い、団体行動の下に、研修及び派遣プログラムに参加し、団務を分担する。

また、派遣前研修後にあつては、米国についての知識や語学能力の向上に励むとともに、我が国の歴史や社会情勢の認識を深めるなど、派遣プログラムの準備に努める。

ウ 団長及び派遣者は、帰国後、活動報告書を内閣府に提出する。

(2) 選任等

ア 団長

内閣官房・内閣府が別途選任し、委嘱する。

イ 派遣者

政府広報オンライン上での公募を通じ、内閣官房・内閣府が書類、面接及び事前研修の方法により選考し、決定する。

4 経費

(1) 本事業実施のための経費(4(2)に掲げるものを除く。)は、2(1)の派遣前研修及び2(2)帰国後報告会に参加するための旅費(宿泊費を含まず、東京23区内在住の派遣者に係るものを除く。)を含め、次に掲げるものについて、内閣府が負担する。

ア 航空運賃(内閣府から代理店に支払い)(※)

イ 空港使用税、航空保険

ウ 内閣府の指定する海外旅行保険(詳細は決定後説明)

エ 国内鉄道運賃:規定額(最も経済的なルートによる)

オ 米国での宿泊費(内閣府から代理店に支払い)

カ 日当は1日当たり4千円~6千円程度。ただし、報酬は支給しない。

(2) 次に掲げる経費は、派遣者本人の負担とする。

ア 2(1)の派遣前研修及び2(2)の帰国後報告会における宿泊料及び食費(東京23区内在住の派遣者にあつては、当該研修及び報告会参加に係る交通費を含む。)

イ 疾病又は傷害の治療費用

ウ その他個人の用に必要な経費

(※) 往復航空券については、2(1)の派遣前研修終了後、派遣者として委嘱された者に対して、発券作業が行われる。当該発券後、事業参加を辞退し、航空券のキャンセル料が発生する場合、当該キャンセル料は、派遣者が負担するものとする。

平成27年度「歩こうアメリカ、語ろうニッポン」事業

応募要項

1 応募資格

平成27年度「歩こうアメリカ、語ろうニッポン」事業の派遣者に応募される方が満たすべき事項は、次のとおりです。

(1) 心身の状況

心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができること。

(2) 知識及び技能

日本の社会、文化等の持つ強み・魅力等について相当程度の知識又は技能があること。

(3) 訪問国への関心と理解

在米勤務経験等を通じ、米国に対する十分な関心と理解があること。

(4) 語学力

米国における活動を円滑に行うことができる英語力及びコミュニケーション能力を有すること。

(5) 事業全日程への参加

原則、派遣前研修、派遣プログラム及び帰国後報告会の全日程に参加できること。

2 募集期間

平成27年3月22日まで。ただし、後半については別途募集する場合があります。

3 募集人員

40人程度

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 履歴書 1通

- ・在米勤務経験又はこれに相当する経験を明示してください。
- ・平成27年6月～平成28年3月の間で、現時点で派遣が困難な時期を明示してください。

イ 英文スピーチ原稿 1編

a テーマ

本事業の趣旨・目的を念頭に置きつつ、ご自身が派遣された際に発信すべきと考える、米国の一般の方に向けたスピーチの概要（英語）。なお、テーマ設定は自由です。

b 字数

英単語で500語以内（スピーチにして3分程度、題名及び氏名は語数に含みません）。

c 書式

縦A4判横書きとし、題名、氏名及び語数を明記してください（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨します）。

ウ イに相当する、社内報、新聞、雑誌等における国際広報・国際業務に関する投稿等（原則英文）がある場合には、イに代えてその写し

(2) 提出先及び提出方法

応募者は、(1)の書類を添えて、選考事務局へ郵送又は政府広報オンライン上の応募フォームにより提出してください。なお、郵送の場合には、3月13日必着とします。

(3) その他

提出書類は返却しません。

5 選考の流れ

(1) 書類選考

内閣官房・内閣府において上記提出書類による書類選考を行います。

(2) 面接選考

内閣官房・内閣府は、書類選考の結果、面接選考の受験者を決定し、その受験者について、面接選考を実施します。

ア 科目

面接試験（日本語及び英語）

イ 期日及び場所

期日：平成27年4月中の内閣府が指定する日

場所：内閣府が指定する場所（都内で実施予定）

ウ 経費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とします。

エ 通知

面接選考の結果は、平成26年5月中旬までに内閣府から本人に直接通知します。

なお、面接選考に合格した場合は、内閣府から通知する期日までに、本人の参加誓約書及び勤務先の雇用主の参加承諾書並びに健康診断書等各1通を内閣府に提出しなければならないものとします。

(3) 研修

合格者は、派遣前研修に原則全日程参加するものとします。

内閣官房・内閣府は、派遣前研修の結果を踏まえ、派遣者を最終的に決定し、合格者に対して委嘱します。

※派遣者は、研修結果や派遣日程、地域、各団員のバランス等を考慮の上決定されるものであり、研修を通過しても必ず平成27年度中に派遣が保証されるものではありませんので、予めご留意ください。

6 その他

平成26年度の事業概要、派遣実績、参加者の声等は、下記ウェブサイトからご覧になれます。

(日本語) <http://www.gov-online.go.jp/sp/jpr/>

(英語) <http://www.japan.go.jp/features/talks/walkinus201408.html>

(以上)